

東日本大震災により被災した学生及び福島第一原子力発電所事故により
避難した学生に対する授業料等の特別減免措置について

平成 23 年度から毎年、東日本大震災により被災した学生に対する授業料の特別減免措置を実施し、平成 24 年度からは福島第一原子力発電所事故により避難した学生に対する授業料等の特別減免措置を実施いたしました。平成 27 年度においても引き続き授業料等の特別減免措置を実施することといたします。

記

1、対象者

東日本大震災により自宅家屋の全壊等、被災した新入学生及び在学生。
帰省先が福島第一原子力発電所事故により警戒区域又は計画的避難区域から避難した新入学生及び在学生。

2、特別減免措置

- (1) 被災の状況により、入学金、授業料等の減免を行うこととし減免額は個別の状況を確認の上、決定することとします。
- (2) この特別減免措置については、平成 27 年度のみ適用とします。

3、申請

次項の必要書類により、4 月 27 日（月）までに、学生支援センターに申請してください

4、必要書類

- (1) 特別減免措置申請書（本学所定の様式※）
※五反田キャンパス、世田谷キャンパスは学生支援センター、国立病院機構キャンパスは事務部にありますので申出てください。
- (2) 罹災証明書

なお、罹災証明書は平成 26 年度に特別減免措置を適用された学生は不要です。
また、帰省先が福島第一原子力発電所事故により避難した学生は、「罹災証明書」「実際に避難が確認できる証明」「住所の記載がある保険証等の写し」のいずれかを提出してください。

以上